

本格復興に向けた事業者支援制度を紹介します



産業再生特区・商業特区により 税制上の優遇措置が受けられます

■産業再生特区・商業特区

県と市町村が策定した岩手県産業再生復興推進計画が国に認定されたことにより、市内に「産業再生特区」が設定されました。

また、大船渡駅周辺には、これまで産業再生特区の対象となっていなかった商業関係の業種を対象とした「商業特区」が設定されました。

■優遇措置

要件を満たす事業者は、県または市の指定を受けることで、下表のとおり税制優遇制度を受けることができます。

また、県および市の条例で定めるところにより、事業税、不動産取得税、固定資産税を課税免除します。

※対象業種・区域などについてはお問い合わせください。

▽問い合わせ先
・商工課商工係

(☎内線111)

・岩手県復興局産業再生課
(☎019-629-6931)

■主な要件、優遇内容など

主な要件	優遇内容	期間
①事業設備などを取得する予定の事業者	取得した事業用設備などの特別償却または税額免除	平成33年3月31日まで
②被災者を雇用している事業者	被災雇用者に対する給与などの支給総額の10%または7%を、法人税額の20%を限度に控除	指定後5年間
③指定の期日以降に特区内で新規に法人を設立した事業者 ▷指定期日 ・産業再生特区 平成24年3月30日以降 ・商業特区 平成28年3月29日以降	再投資準備金を積み立てた場合の損算入および再投資設備の特別償却	指定後5年間
④開発研究用資産を取得する予定の事業者	取得した開発研究用資産の即時償却および法人税などの税額控除	平成33年3月31日まで

中小企業被災資産復旧事業費補助事業

被災した中小企業者の事業再開を支援します

東日本大震災津波で被害を受けた中小企業者の事業再開を支援し、経済基盤の復興と就業機会の確保のため、被害を受けた店舗、工場、事業所など、事業再開のために不可欠な被災資産を復旧する場合に要する経費に対して補助金を交付します。

▽対象業種 Ⅱ 次のどちらにも該当すること
・東日本大震災により事業用の主たる資産が滅失した中小企業者で、市内で事業を再開しようとする人

・中小企業信用保険法第2条第5項第5号に規定する業種（医療業（療術業、歯科技術）を除く）、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業、学校教育・協同組合、学術・開発研究機関を除く】のうち、市が認める業種

▽補助対象経費 Ⅱ 次の被災した事業用資産のうち、事業再開のために不可欠な資産

の復旧に要する経費。ただし、他社に貸与することを目的とするものを除く。

・建物およびその附属設備
・構築物
・機械および装置（ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械装置を除く）
※店舗などと住宅が一体の場合、店舗などに係る部分が対象となります。

▽補助要件
・復旧に要する経費が100万円以上であること
・事業拠点の主たる施設が滅失していること

・東日本大震災津波により被災した企業の復旧経費を対象とした国、県、市が実施するほかの補助金の交付を受けていないこと

・市の土地利用に係る諸計画と整合していること

▽補助率 Ⅱ Ⅰ/2以内
▽補助限度額 Ⅱ 2,000万円

▽申請先/問い合わせ先
商工課商工係
(☎内線109)



▽制度の概要 Ⅱ 下表のとおり
▽貸付対象 Ⅱ 岩手県信用保証協会の対象業種で、納期が到来した市税を完納している市内の中小企業者
▽保証料 Ⅱ 市が全額負担
▽保証人 Ⅱ 取扱金融機関の所定の条件によります。
▽取扱金融機関 Ⅱ 岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、気仙沼信用金庫、大船渡市農業協同組合、岩手県信用漁業協同組合連合会の市内各支店
▽資金使途
・運転資金 Ⅱ 商品・材料の仕入れ、支払手形・買掛金の決済など
・設備資金 Ⅱ 機械器具・車両・土地・建物の購入、店舗・工場の新築・改築など
▽申込先 Ⅱ 各取扱金融機関
▽問い合わせ先
商工課商工係
(☎内線111)

■中小企業融資あっせん制度の概要

種類	貸付期間	限度額	貸付利率
運転資金	7年以内	3,750万円	・3年以内=年2.70% ・3年超=年2.90% ※このうち、市が1.5%を負担
設備資金	10年以内		
開業資金	運転資金=7年以内 設備資金=10年以内	1,250万円	